

# オーストラリア先住民における教育実践

——南東部アボリジナルの先住民特別教育プログラムを事例に——

友 永 雄 吾

## 論要旨

本稿では、まずオーストラリアにおける一九七〇年代以降の先住民教育政策について概観する。次いで、二〇〇六年七月から九月にかけてオーストラリア南東部における二つの先住民特別教育プログラムで筆者が聴講生として参加し、そこでおこなった学生や職員に対する聞き取り調査にもとづき、それらのプログラムが果たす社会的な役割について分析する。そこで立ち現われるのは、先住民特別教育プログラムをめぐるこれまでの議論が、アボリジナル社会とオーストラリア社会との関係のみに注目してきたという点であり、これに対して、このプログラムは二つの異なった役割を果たし得ることを提示する。その役割とは、ひとつに、既存の議論にそったアボリジナル学生がオーストラリア社会で生きていくための術を学ぶ場を提供する役割である。もうひとつは、多様な歴史や文化を持つアボリジナル学生が、それぞれに異なった価値観を相互に学べる機会を提供する役割である。

## はじめに

一九七〇年代後半から、オーストラリア先住民アボリジナル<sup>1</sup>は子ども達への教育を自分たちで決定づけるための運動をはじめ、その結果、二方向（two way）教育といわれる教育プログラムを設置した。それは、英語を効果的に習得すると同時に、彼らの言語や文化を合法的に学べる教育である。この教育は主に、オーストラリア北部、中部そして西部にあるアボリジナル・コミュニティで伝統志向型の生活が可能な人びと

に対して展開されていく。<sup>2)</sup>その一方で、都市やその近郊にくらすアボリジナルも彼らの教育方法を一九七〇年代初めから模索してきた。なかでも「クーリー・ユニット」(Koorie Unit)とよばれる特別プログラムは、ヴィクトリア州のアボリジナルにより積極的に展開されてきた。<sup>3)</sup>このプログラムのおもな目標は、ヴィクトリア州のアボリジナル・コミュニティを構成する人たちが、教育と職業の機会をうみだすためのプログラム策定に参画し、それを決定することであり、さらにアボリジナル学生にたいして教育や雇用の機会を創出することである。

ところで、ここでいうオーストラリア先住民には大陸を中心に生活をするアボリジナルと大陸とトレス海峡を中心に生活をするトレス海峡諸島民が含まれる。従って、これら二集団それぞれを特定する際にはそれらの用語を使い、二集団を含めるときは先住民を用いる。

本稿では、ヴィクトリア州北中部のマレー河とこれに合流するゴールバーン河の流域で生活するアボリジナル集団のひとつヨルタ・ヨルタが中心となり展開してきた二つの先住民特別教育プログラムに注目する。ひとつは「ゴールバーン・オーベンス専門学校」における「クーリー・ユニット」で、それはメルボルンから約一六〇キロ北上したところに位置し、アングロ・ケルト系に加え、アフリカ系、アジア系の移民が混住する多文化な地方町シャパトンにある。もうひとつは、シャパトンから約七〇キロ北上した地方町バルマにある「ヤンビーナ先住民トレーニング・センター」である。それはアングロ・ケルト系のヨーロッパ人口が多いなかであってアボリジナルが混住する「白人オーストラリア」とよばれる地域にあり、そこは今もなお白人と先住民の対立が顕在化する。

本稿では、まず一九七〇年代以降の先住民教育政策について概観する。次いで、二〇〇六年七月から九月にかけて筆者が聴講生として参加した二つの先住民特別教育プログラムでおこなった学生や職員に対する聞き取り調査にもとづき、それらが果たす社会的な役割について分析する。そこで立ち現われるのは、先住民特別教育プログラムをめぐるこれまでの議論が、アボリジナル社会とオーストラリア社会との関係のみに注目してきたということであり、これに対して、このプログラムは二つの異なった役割を果たし得ることを提示する。その役割とは、ひとつに、既存の議論にそったアボリジナル学生がオーストラリア社会で生きていくための術を学ぶ場を提供する役割である。もうひとつは、多様な歴史や文化を持つアボリジナル学生が、それぞれに異なった価値観を相互に学べる機会を提供する役割である。このことを明らかにするため、まずはアボリジナルが直面する現代的課題について国勢調査の資料とフィールドワークにより得たデータにもとづき検討する。そこではとりわけ、教育と雇用の現状を明らかにする。

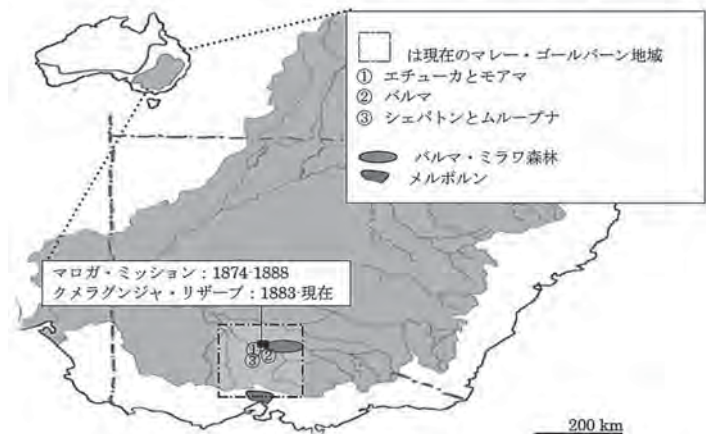
調査地

調査地は、マレー・ゴールバーン地域と包括的に呼ばれる地域である。そこにはヴィクトリア州の州都メルボルンより約二五〇キロ北に位置する地方町バルマをはじめ、植民地期にリザーブとしてニューサウスウェールズ植民地政府の管轄下にあった現在のクメラグンジャ・アボリジナル・コミュニティ、バルマ森林内を流れるマレー河とこれに合流するキャンパスピー河、ゴールバーン河流域の地方町が含まれる。

ユーカリの一種レッド・ガムの大木が繁茂する約三万ヘクタールのバルマ森林は六〇〇種を越す固有の動植物を有し、ラムサール条約の定める重要湿地に登録されており、そこにはヨルタ・ヨルタの重要な文化遺産も多く分布している。このバルマ森林の周辺には肥沃な土地が広がり、ヴィクトリア州のなかでも第一次産業がさかんである。

これら第一次産業に従事する人びとの多くは、一八四〇年初頭からこの地に入植したアングロ・ケルト系を中心とする定住者の子孫である。そのためこの地域では、大陸南東部に共通する優勢な白人人口のなかにアボリジナルが混住するという状況が、今日まで存続してきた。こうした社会は「白人オーストラリア」と呼ばれ、それは、アボリジナル人口が多い「辺境」に対してヨーロッパ人人口が優勢な地域であり、現在もなお白人とアボリジナルとの対立関係が顕著に表れる地域であるとされる。<sup>4)</sup>

地図 1 マレー・ゴールバーン地域とヨルタ・ヨルタの歴史上重要な場所



[出典：筆者作成]

## 研究対象

オーストラリア先住民人口は約四二万人、全人口の二・三パーセントを占める。そのうち地方町とその近郊さらに大都市で暮らす割合は、先住民人口の約七六パーセントに達している。調査対象地を含むヴィクトリア州のアボリジナル人口は三万人で、対州総人口の〇・六パーセントにすぎないものの、ヨルタ・ヨルタが居住する地方町では、その割合はエチュウカが三二パーセント、シェバトンが四・五パーセント、バルマでは二〇パーセント以上に達する。<sup>5)</sup> その総人口は、ヨルタ・ヨルタ研究者によるとマレー河とゴールバーン河流域を含め六〇〇〇人前後と推定される。<sup>6)</sup> しかし、その全てが必ずしも積極的にヨルタ・ヨルタであることを主張しているわけではない。たとえば、彼らがおこした「先住権原」確認訴訟<sup>7)</sup> では約四五〇〇人のアボリジナルがヨルタ・ヨルタであると名乗りをあげるが、ヨルタ・ヨルタ出自を有し原告として認められたのは一六家族集団の二七八人にとどまった。またヨルタ・ヨルタの代表組織である「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」の加入者も二〇〇九年の時点で三〇八人にすぎない。ヨルタ・ヨルタの土地をめぐる正義の回復運動はこの意味で少数派である。それは、「先住権原法」が土地の正統かつ継続的な所有者であることを要求するからである。それ以外の人びとはいわば先住権原法からは除外され、彼らは法的にも、出自のうえでも「はざま」におかれている。

本稿では、すでに述べた一六家族集団と血縁関係を有する人びとをヨルタ・ヨルタとする。さらにその家族集団のひとつに出自をもつ何人かは「バンガロン」として自らを呼称し、その他のヨルタ・ヨルタとは政治的な運動の目的を異にする。このため、本稿では調査対象である先住民ヨルタ・ヨルタを特定する場合には彼らが用いる呼称、すなわちヨルタ・ヨルタとバンガロンを用いる。

## オーストラリア先住民の現状

すでに述べたように二〇〇六年の国勢調査によれば、先住民の人口は約四二万人、それはオーストラリア総人口の二・三パーセントを占める。また、非先住民との通婚率は六二パーセント以上に達しており、二五歳以下の人口は先住民総人口のうち六〇パーセントを占める。

二〇〇二年の調査によれば、一八歳から六四歳までの先住民の失業率は対オーストラリア総人口の五・八パーセントに比べ二〇・三パーセントに達する。このうち常勤で働く人びとは四三・四パーセントであり、週三五時間以下のパート・タイムで働く人びとは三六・三パーセントであった。一方で、オーストラリア全人口に占める割合はそれぞれ六七・三パーセントと二七・九パーセントであった。このことから、先住民がおかれている雇用状況が厳しいもので、とりわけその多くが非正規で雇用されていることが分かる。その理由は、一九七〇年代から遠隔地の先住民コミュニティを中心に連邦政府により展開されてきた「コミュニティ開発雇用促進プロジェクト (Community Development and Employment Project)」にもとめられる。

これは別名「生活保護のための労働 (Working for Dols)」と呼ばれ、それは簡易的な労働を意味し、週一〇時間で一九〇ドルの稼ぎとなる。二〇〇二年には全国に二五〇のオフィスがあり、そこで二〇〇のプロジェクトが展開されていた。当時、この「コミュニティ開発雇用促進プロジェクト」に働く先住民は、彼らの総労働人口の二一パーセントを占めていた。しかし二〇〇七年以降、都市部とその近郊の先住民コミュニティにおいてこのプログラムは廃止され、大幅に縮小されている。

就学率については、二〇〇四年のデータにもとづけば先住民の九七・二パーセントが初等・中等教育を終了しており、これは全国平均九九・九パーセントに対しおよそ二ポイント低いにすぎないものの、高等学校や専門学校以上の進学率を見るとその数字は減少する。高等学校の進学率は全国の一六・八パーセントに対して三九・五パーセントと低い。この格差は専門学校や大学の進学率を見ると更に明らかになる。たとえば二〇〇一年の国勢調査では、先住民の若者は、その一四パーセントが専門学校や大学に進学しているのに対して、全国の平均では、それは三六パーセントであった。さらにこれら学校を終了した先住民学生は大学が三七パーセント、専門学校が二四・一パーセントにすぎず、これに対し全国平均は一六・九パーセントと三三・七パーセントであった。<sup>8)</sup>

### 連邦政府の先住民教育政策

一九七〇年代から連邦政府は先住民の教育プログラムを策定するため「アボリジナル諮問委員会」(Aboriginal Steering committee)を設置する。それは一九六七年に開催された国民投票で、圧倒的多数をもってオーストラリア先住民を国勢調査の対象に含め、さらに連邦結成以前の

植民地政府から受け継がれた各州の先住民政策に関する立法権の行使が、連邦政府に移譲される憲法改正がなされたことが大きく影響している。こうしたなか先住民教育に関する最初の助言機関として連邦政府に設置されたのが、「アボリジナル教育助言グループ」(Aboriginal Education Consultative Group)である。この助言グループは一九七四年に設置され、教育に関する多くの報告書や勧告を出している。翌年、この委員会は各州に個別の教育助言グループを設置することを勧告し、その結果一九七六年から各州にそれぞれの教育助言グループが段階的に設置されていった。この助言グループを通して、先住民は積極的に教育プロジェクト策定に参画し、そのための財政支援をこの助言グループが担っていった。一九七七年になると、助言グループは「国家アボリジナル教育委員会」(National Aboriginal Education Committee)にその名称を変更し、各州に加え北部準州にも教育助言グループを設置するための会議を開催し、その会議は先住民が運営する委員会により運営された。これにより先住民の代表が直接に助言グループの会員規則や代表者の選出方法を決定できるようになった。時を同じくして、連邦政府の教育省は「先住民教育に関する教育長」を任命し、州や準州において「アボリジナル特別教育ユニット」(Aboriginal Education Units)を設定した。

「先住民教育助言グループ」と「アボリジナル特別教育ユニット」は、一九七〇年代後半から全国のアボリジナルおよびトレス海峡諸島民のコミュニティにおいて教育と職業訓練に関する相談フォーラムを開催していった。このようにして「先住民教育助言グループ」は、国家レベルで連邦、州、準州の各政府に教育問題に関する助言ができる独立機関として設置され、先住民の自己決定と自己管理の象徴的な機関として扱われるようになった。<sup>9)</sup> この結果、北部準州における二方向(two ways)教育やヴィクトリア州のクォーリー・ユニット(Koorie Unit)など、先住民特別プログラムがオーストラリア全土に設置されていく。

こういった教育プログラム策定に加え、連邦政府は先住民学生が経済的な心配なく学業に専念するための助成金や奨学金を設立した。なかでもエー・ビースタディ (ABSTUDY) は大学生に対して払われる給付奨学金で、大学生生活で学生が必要とする学費や生活費をカバーした。

先住民に対する特別教育プログラムに加え、オーストラリア社会の公立学校でも、それまで教育の場で排除され続けてきた先住民の言語や文化をカリキュラムに組み入れることが奨励された。その結果、オーストラリアの公立学校では、先住民の歴史と文化の学習を目的とした先住民学習が実施されるようになった。<sup>10)</sup> こうした学校教育への先住民文化が包摂される動きは現在でも継続されている。ただし、オーストラリアの学校教育制度は州ごとに異なり、具体的な教育方針については、各学校の校長の裁量に大きく委ねられている。そのため、先住民の学校教育の実態は、学校ごとに異なるといえる。<sup>11)</sup> つぎに、ヴィクトリア州の教育省が定めた政策の経緯から先住民特別教育プログラムの実態について分析する。

## ヴィクトリア州のアボリジナルの現状

ヴィクトリア州のアボリジナル人口は三万人で、これは対州総人口の〇・六パーセントにすぎない。また、一五歳から六四歳までのアボリジナル人口は五八パーセントである。二〇〇一年の国勢調査では、一八歳から六四歳までのアボリジナルの失業率は一八・九パーセントであるのに対し州総人口のそれは六・七パーセントである。さらにアボリジナル労働者の六一パーセントが常勤で、三四パーセントはパート・タイム職員であった。そのなかで、「コミュニティ開発雇用促進プロジェクト」に従事する人びとはパート・タイム職員の二パーセントにすぎない。当初の「コミュニティ開発雇用促進プロジェクト」の対象は、北部や中部で伝統志向型の生活を可能とする「辺境」のアボリジナル集団に限定されていた。これが一九八〇年代からはこの対象範囲が「白人オーストラリア」にまで拡大されたが、二〇〇七年にはその適用範囲が再び従来の「辺境」のアボリジナル集団に戻された。これがヴィクトリア州のアボリジナルが、このプログラムを活用できない理由である。

教育に関しては、高校最終学年を終えたのは州総人口の四〇パーセントに対してアボリジナルのそれは二パーセントである。大学と専門学校に進学したアボリジナルの割合は二パーセントであり、これは州総人口では三六パーセントになり、一五ポイントの開きがある。<sup>12)</sup>

## ヴィクトリア州の先住民教育政策

一九七六年に「ヴィクトリア・アボリジナル教育相談グループ」(Victoria Aboriginal Educational Consultative Group)が設置されると、その機関は連邦政府と州政府に対して積極的に先住民教育プロジェクトの設置を要請していった。相談グループの主な目的は、アボリジナル・コミュニティ・メンバーが教育プログラム策定に参画し、その最終決定をおこなえるよう促進することであった。それは、他の州に設置された助言グループが担う役割と変わらない。一九八六年になると、「ヴィクトリア・アボリジナル教育連盟法人」(Victorian Aboriginal Education Association Inc、以下、教育連盟法人)が相談グループに代わり、その職務を踏襲することになった。主な目的は、生涯学習を念頭におき全体論的な視点にもとづいて教育プログラム策定に関わることである。教育連盟法人はヴィクトリア州を八地域に分割し、さまざまなプロジェクトを初等・中等・

高等教育のレベルで提供している。さらに一九九七年になるとこの法人は「クーリイニ二〇〇〇」というプロジェクトを立ちあげ、そのプロジェクトでは、アボリジナルがこれまで以上に教育プロジェクト策定に参画し、最終の決定がおこなえるように働きかけた。これにより教育連盟法人は、ヴィクトリア州の文部科学省とパートナーシップを結び、二〇〇〇年には「ワルカ」(Wurreker) プロジェクトを立ち上げた。それは、この法人の主導権のもと、多くのアボリジナルを大学や専門学校へ入学させるためのプロジェクトであった。これにより高等教育および職業訓練を目的とした事務所が州各地に設置されていく。そして二〇〇一年には「ヤルカ」(Yalca) プロジェクトが設けられ、ここでは生涯学習を支援するための教育および職業訓練のためのパートナーシップが州政府との間で新しく結ばれた。プロジェクトは、その中心にアボリジナル学生をおき、その学生が属するコミュニティを、教育ならびに職業訓練プロジェクト策定に参加させ、その最終決定をおこなう母体として承認するものであった。さらにこのプロジェクトは二〇〇八年に「ワニク」(Wanik) を付け加え、ここでは、ヴィクトリア州の教育省と連携して初等・中等教育を受ける学生に焦点を当て、彼らが高等教育を受けられるよう環境整備が強化されている。<sup>11)</sup>

また、教育連盟法人はヴィクトリア州政府と連邦政府との間で、アボリジナルにたいする教育について交渉や助言をする際に重要な役割を担い、とくに一九七〇年代半ばから先住民特別教育プログラムに学ぶアボリジナル学生に対して多くの助成金や奨学金制度を設置した。

### ヨルタ・ヨルタとバンガロンの小史

ところでヨルタ・ヨルタの領域にヨーロッパ人が植民するのは、一八四〇年代のことである。当時、狩猟採集民であったヨルタ・ヨルタはやがて自然から隔離されることになった。彼らは、キリスト教会各派の宣教団が運営した伝道所集落(ミッシヨン)や、アボリジニーズ保護局などが運営したステーション、あるいはアボリジニーズ福祉局と警察などが管轄したりザープのいずれかに強制移住させられたからであった。自然からも、外部の社会からも隔離されたそこでの生活は、ヨルタ・ヨルタの日常はもとより、土地をめぐる伝統的な知識の継承にも大きな影響を与えたのである。

さらに、ミッシヨンやザープの学校では、主に、英語による読み書き、算数、地理、技術家庭科が教授された。アボリジナルを対象とした学校の大半は寄宿学校であり、そこには子どもたちをアボリジナル社会で実践されている「野蛮な」文化的慣習から隔離するという狙いがあった。



リザーブの保護官は、子どもを学校にやった親には、小麦や砂糖などの食料や毛布を報酬として与えるなどして、学校教育を普及させようとした。しかし、このようにアボリジナルの文化を否定し、西洋の文化的価値観のみを押しつける教育は、アボリジナルの学校教育に対する不信感を募らせる要因となった。

そうしたなか、マロガ・ミッシェンやクメラゲンジャ・リザーブで集住したヨルタ・ヨルタは、一八六〇年代より土地権回復のための運動を開始する。これらをヨルタ・ヨルタの闘争史として整理すると、彼らの運動には三つの時期が区別できる。第一期は一八六〇年代から一九三〇年代にかけてである。この時期の運動は、人道主義的な立場をとるヨーロッパ人に主導されたものであった。その一人はマロガ・ミッシェンのマネージャーであったD・マシューであり、あるいは牧師兼教師でヨルタ・ヨルタ女性と結婚し、コミュニティの安定に生涯を捧げたT・ジェームズらであった。<sup>14</sup>それはオーストラリア社会への同化のなかで進められた、アボリジナルの生活改善のための運動であった。つづく第二期は、一九三〇年代から一九七〇年代にかけてである。この時期の運動は、キリスト教会各派や人道主義的な団体のメンバーらと共同で運営したアボリジナル組織を中核にするもので、それはオーストラリア市民としての平等の権利獲得を求めたところに特徴があった。そして第三期は、一九七〇年代から現在までで、第二期の非先住民メンバーが中心となって運営してきたアボリジナルの組織団体が、ヨルタ・ヨルタ自身の手に移った時期である。二〇世紀後半から二一世紀初頭にかけてのこの時期、ヨルタ・ヨルタは環境NGOや地域住民と連携するとともに、オーストラリアがもつさまざまな法律と制度を活用して土地にかかわる正義を回復し、同時に河川の流域資源など環境を保全する運動を展開してきた。それは「土地権法」<sup>15</sup>や「先住権原法」に代表されるようなヨルタ・ヨルタに固有のいわゆる先住民問題の解決を図るために、より普遍性をもつ森と河川流域の資源管理というテーマを先住民運動にとりこんだ時期でもあった。<sup>16</sup>

そうしたなかで獲得した成果には、かつてリザーブであったクメラゲンジャの土地が九九年間リリースで、ヨルタ・ヨルタが構成する「ヨルタ・ヨルタ・ランド・カウンシル（現在は、クメラゲンジャ・ローカル・アボリジナル・ランド・カウンシル）」に返還されたことである。それは一九八三年の「ニューサウスウェールズ州アボリジナル土地権法」の制定にもとづいたものであった。この年クメラゲンジャ・アボリジナル・コミュニティには、地方町エチユカカの病院で働いていた故バイニー・モーガンらの尽力によって診療所が建設される。また、八〇年代におけるバルマ森林の自然資源管理をめぐる運動は、バルマ州立森林内にヨルタ・ヨルタの文化を紹介し発展させるための「ダルニヤ・センター」を一九八四年に開設させている。その一方で、一九九〇年以降「コミュニティ開発雇用促進プロジェクト」の一環として冬に暖をとるための薪の

収集事業は、現在は有限会社「ヌランジャ」(Nulnja)に受け継がれ、ここでは一三人の職員の雇用を生みだした。さらに一九九〇年代終わりには、ヨルタ・ヨルタにとって宗教的・文化的に重要な場所を柵で囲いこんだ保護区を、バルマ州立森林内に設置する。こうした二〇世紀末の、土地と環境管理にかかわるヨルタ・ヨルタの運動の成果は、河川の流域資源にもおよぶ。一九九九年には「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」は、流域の資源管理を目的に近隣の九アボリジナル集団とともに「マレー河とダーリング河下流域における先住民ネイションズ」を結成する。

これは一九九四年から二〇〇二年にかけて起こされた「先住権原」の承認訴訟によるところが大きい。この訴訟はバルマ森林を含む申請地で  
の定住と、その土地の資源の所有と使用の権利などの要求を含んでいた。この訴訟はヴィクトリア州政府とニューサウスウェールズ州政府を含む約五〇〇機関に対して起こされた。一九九四年五月「国家先住権原審判所」へ先住権原請求のための申請書を提出し、九月に受理された。まず、ヨルタ・ヨルタの代表者は申請地内の地域住民と二〇回の調停を持ったが、それは不調に終る。このためヨルタ・ヨルタは、連邦裁判所に先住権原審議の場を移すことになる。一九九八年連邦裁判所判事は、ヨルタ・ヨルタの口頭による証言よりも、開拓者と宣教師が残した記録を歴史的証拠として採用する。その結果、集団の「真正性」と「伝統」の継承が疑われ、ヨルタ・ヨルタの申請地における「伝統は断絶した」という決定がくだされた。これを不服としたヨルタ・ヨルタは控訴し二〇〇一年の連邦裁判所第二審では伝統の喪失は否定されたものの、つづく二〇〇二年の連邦最高裁判所の判決は九八年の判決を支持し、先住権原を否定したのである。

その一方でこの法人は、二〇〇四年にヴィクトリア州政府との間で、土地とマレー河流域の資源に関する「共同管理協定」を結んだ。こうした運動は二〇〇〇年の「先住民土地組合法人」による二カ所の土地の購入や、二〇〇一年の教育と職業の機会を創出するための「ヤンビーナ先住民トレーニング・センター」の開設をもたらしした。

#### バルマ地方町とクメラグンジャ・アボリジナル・コミュニティ

二〇〇八年に筆者が実施したフィールドワークによれば、バルマ地方町には四一人のアボリジナルが居住しており、それは町総人口の約二パーセントにあたる。またクメラグンジャ・アボリジナル・コミュニティのアボリジナル人口は六〇人であった。これらの人びとの多くはヨル

タ・ヨルタの出自を有する。バルマ地方町の年齢別の人口比は一五歳以下が一人（非先住民一人）、一五歳から六〇歳までが二人（非先住民七人）、六〇歳以上が四人（非先住民五人）となっている。つまり非先住民の六〇歳以上の人口比が三六パーセントと高いのに対し、ヨルタ・ヨルタでは若年層の比率が約三二パーセントと高い。このアボリジナルの若年比率の高さは、オーストラリア全体の先住民に共通する。これに対して、非先住民の高齢化は、非先住民の多くが退職した人びとであるとともに、この町に若者や家族を養える産業がほとんどないことを示している。一方で、クメラグンジャにおける年齢別の構成は一五歳以下が一人、一五歳以上から五〇歳以下は二人、五〇歳以上は二人で内六〇歳以上は七人となっていて、五〇歳以上の人口が全体の三〇パーセント以上を占める。クメラグンジャのアボリジナル・コミュニティでは高齢化が進んでいるのである。

バルマ地方町とアボリジナル・コミュニティ、クメラグンジャに住むヨルタ・ヨルタの労働稼働人口（一五歳から六〇歳まで）は六三人であったが、両地域には糖尿病などの持病で障がい者福祉年金を受給する人がそれぞれ三人と五人おり、実際の労働稼働人口は五五人となる。その彼らに雇用の機会を提供するのが、アボリジナル当事者団体である。

これらの両地域には六つのアボリジナル当事者団体があり、そこには三四のポストが用意されている。これらのポスト、とくに常勤ポストの大半は、地方町のエチューカやシェパトンに暮らす大学卒業もしくはそれと同等の資格を有するヨルタ・ヨルタか非先住民が就いている。バルマとクメラグンジャ・アボリジナル・コミュニティの住民でポストに就いているのは「ダルニヤ・センター」の二人と「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」の一人、および「ヤンビーナ先住民トレーニング・センター」の三人、「バイニー・モーガン・アボリジナル医療サービス」の二人、「ランド・カウシル」の二人、そして「ヌランジャ」の三人である。つまり、バルマとクメラグンジャ・アボリジナル・コミュニティに居住し、アボリジナル当事者団体で就労しているのは一人にすぎない。彼らの月給は二、〇〇〇ドルから五五〇ドルまでであった。またその他二人は、専門学校や大学院で高度な専門知識を得るために給付される、奨学金で生計を立てている。彼らはそれぞれ月約一、〇〇〇ドルから一、二〇〇ドルを支給されていた。その他の大半の住民は「コミュニティ開発雇用促進プロジェクト」を引き継いだ冬に暖をとるための薪の収集事業を手がける有限会社「ヌランジャ」(Nunja)の週一〇時間の労働で一九〇ドルを稼ぐ短期契約労働者である。彼らは契約期間が終了すると政府からの生活福祉金に依存する生活にもどる。このためヨルタ・ヨルタの失業率は「コミュニティ開発雇用促進プロジェクト」対象者を含めて七四パーセントに達している。<sup>17)</sup>

## ヤンビーナ先住民トレーニング・センター

「ヴィクトリア・アボリジナル教育連盟法人」は、二〇〇一年に辺境地域における教育プログラムの一環として「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」と交渉して「ヤンビーナ先住民トレーニング・センター」を設置した。このセンターがもつビジョンは、ヨルタ・ヨルタが自ら就学、就労のためのプログラム策定に参画することであり、そのプログラム策定の最終決定を彼らに託すことである。このセンターはヨルタ・ヨルタを中心とする学生にたいして①「オーストラリア社会入門」、②「地方町での生活」、③「先住民の物質文化の保護」、④「土地の保全と管理」、⑤「先住民の芸術文化」の五コースを設けている。二〇〇六年には、そのうち①、②、③の三コースが開講された。たとえば②には二〇代半ばのヨルタ・ヨルタ女性と男性がそれぞれ一人と二人さらに二〇代半ばのバークンジ男性が二人、③には二〇代半ばのヨルタ・ヨルタ女性三人が受講していた。開催期間は七月から八月までの二カ月間で、それぞれのコースは毎週二コマの合計一六コマを受講して終了することになる。筆者はその三コースのうちの「地方町での生活」と「先住民の物質文化の保護」のクラスに聴講生として参加した。二つのクラスは、朝九時から開始され、一〇時三〇分にはモーニング・ティー・ブレイクが三〇分間はある。その後一二時までクラスが再開され、次いで一時間の昼休みをはさみ、一三時から一六時までのクラスとなる。とくに「地方町での生活」のクラスでは、バルマ森林の周辺町に住むドイツ系オーストラリア人男性を講師とし、次の三つの流れで展開されていた。まず、学内授業ではマレー・ゴールバーン地域の資源管理に関する基本的な知識を学ぶ。次いで、学外授業では、バルマ森林に向き、そこに繁茂する固有植物を確認し、その後ヨルタ・ヨルタの代表機関が購入したイェルモア農地で土地と水域資源の管理方法を実践的に学ぶ。それは敷地内のフェンスの修復や草刈りが中心であった。そして、学内で学んだ知識と学外で得た経験を統合し、現代的課題の解決を目指す、といった流れである。次に、シェパトン地方町のアボリジナルの現状を概観し、そしてそこに設置されている「クーリィ・ユニット」について検討する。

## ゴールバーン・オーベンス専門学校

二〇〇六年の国勢調査によればシエパトンとそれに隣接するムループナ地方町のクリーイ人口は町総人口に対して四・五パーセントである。ここでの失業率は非先住民総人口の七パーセントに対してアボリジナルは一九七パーセントにのぼる。さらに、二〇〇一年の国勢調査によれば初等・中等教育の終了者は全人口九四パーセントに対して八八パーセントであったが、大学、専門学校への進学者は一六パーセントで、これは町では二八パーセントである。ただし、大学と専門学校を終了したアボリジナル学生の割合は、それぞれ二・五パーセントと一三・五パーセントであり、これは町総人口ではそれぞれ八・四パーセントと五一パーセントとなり、大学では六ポイント、専門学校では三八ポイントもの開きが両者にはみられる。

「ゴールバーン・オーベンス専門学校」は「ゴールバーン流域専門学校」と「ワンガラッタ専門学校」を一九九六年に統合して設立された。二〇〇六年の学生数は約一万五〇〇〇人で、彼らはヴィクトリア州内にある四つのキャンパスで学んでいる。この学校では、その前身であった「ゴールバーン流域専門学校」に一九九三年「クリーイ・ユニット」を設置する。そのユニットの目的はアボリジナル学生がオーストラリア社会の教育システムで学び、雇用の機会を獲得するための橋渡しの役割をすることである。このユニットはひとりのクリーイ・リエゾン職員と三人のクリーイ助手を雇用しており、クラスは①「自動車整備士の免許取得コース」、②「ホスピタリティ」、③「ビジネス」、④「スポーツ」、⑤「准看護師の免許取得コース」、⑥「先住民の物質文化の保護」、⑦「職場での補助員育成」の七コースが設置されていた。二〇〇六年には②、⑤、⑥、⑦の四コースが開講されていた。たとえば⑥のコースを受講する学生の内訳は女性が五人で男性が二人であった。女性はヨルタ・ヨルタ出自を有する二〇代と五〇代の学生がそれぞれ一人と二人、タスマニア・アボリジナルの出自を有する三〇代の学生が一人、バンガロンの六〇代学生が一人であった。男性は所属集団が不明の二〇代の学生一人とバンガロン出自を有する六〇代学生が一人であった。このコースは「ヤンビーナ先住民トレーニング・センター」と同じく七月から八月にかけて、毎週二コマ開講され、合計一六コマの受講で終了となる。

筆者は、「先住民の物質文化の保護」クラスに参加した。「ゴールバーン・オーベンス専門学校」の「クリーイ・ユニット」は朝九時からはじまり、昼一二時から一三時までの休憩をはさみ一六時まで開講されている。ここでは、アボリジナル学生がより環境の良い場所で学べるように、

専門学校内のみでなく近隣の「バンガロン・キーピング・プレス」を借り、そこで週一日学ぶことになる。

「バンガロン・キーピング・プレス」は、「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」の家族集団のひとつ「エドガー・アトキンソン家族集団」の何人かが自称するバンガロンにより運営されている。そこはバンガロンと地方町シェパトンがアボリジナルの文化や歴史を紹介し、その文化を発展させるために一九七五年に設けた施設である。この「キーピング・プレス」の内部には展示室が五室あり、そのうち三室ではヴィクトリア州、とくにマレー河流域を本来の領域としたアボリジナル集団のかつての生活がジオラマで再現されている。残りの二室ではオーストラリア各地でアボリジナルに使用された武器やカヌーをはじめ、樹皮画や点描画、イグサの網籠などが展示されている。

この施設は文化センターの役割に加え、学生にオーストラリア社会で生きるための高度な技術や知識を身につけさせ、必要な場合には大学や専門学校などの機関を紹介し、さらに雇用機会の獲得を援助するものである。そこにおいて開講されているクラスには三つの重要なテーマがある。それは彫刻、版画そして絵の基本的な技術を習得することであり、次いで学生が作成した作品を町にある美術館で展示することであり、最後に、その作品を美術館やローカル・ギャラリーで販売するためのマーケティングについて学習することである。

### 先住民特別教育プログラムの成果と課題

一九七〇年代から「クーリイ・ユニット」をめぐる議論の多くは、学生がオーストラリア社会において、専門的な技術や高等教育を受けるための知識を学び、その結果としてオーストラリア社会において仕事を獲得できるようにするための橋渡しとしての役割に注目してきた。実際、二〇〇五年にメルボルン大学から出された報告書では、よりよい教育と職業の機会を獲得するための教育トレーニングに注目している。それは「クーリイ・ユニット」で学ぶ現役生と元学生、計二八人から聞き取り調査を実施し、ここでは三つの重要な変遷期が学生にみられることが明らかにされた。それはまず教育や職業訓練を受けることであり、次いで主流プログラムへ移行することであり、最後にオーストラリア社会で雇用の機会を獲得することであった。<sup>18)</sup>

もちろんこの報告書で強調される三点は重要なことである。しかしながら筆者は「クーリイ・ユニット」が果たすもうひとつの役割に注目する。そのことは、筆者が「クーリイ・ユニット」に参加し、そこで実施した聞き取り調査から明らかにされる。

筆者は二〇〇六年七月から八月にかけて「ヤンビーナ先住民トレーニング・センター」と「ゴールバーン・オーベンス専門学校」の「クリーリ・ユニット」にそれぞれ聴講生として参加し、そこで学ぶ学生とスタッフにたいして聞き取り調査をおこなった。これによりそれら二つの教育プログラムが果たす役割とそれを活用するアボリジナル学生とスタッフの考えを検討した。

「ヤンビーナ先住民トレーニング・センター」のクラスには計七回、「ゴールバーン・オーベンス専門学校」と「バンガロン・キーピング・プレース」の「クリーリ・ユニット」には計五回参加した。前者「ヤンビーナ先住民トレーニングセンター」では二人のアボリジナル学生とひとりのアボリジナル・スタッフそしてひとりの非先住民スタッフにインタビューをおこなった。一方、「クリーリ・ユニット」では三人のアボリジナル学生とひとりのアボリジナル・スタッフに聞き取り調査を実施した。

聞き取り調査からは、二つの教育プログラムに対する類似点と相違点が浮かび上がった。まず類似点に関しては自尊心の獲得、良い学び舎としての環境、新しいビジネス方法の開発、さらに財源獲得のための困難さが挙げられる。一方で、プログラムの目的や、その果たす役割について「ヤンビーナ先住民トレーニング・センター」は非先住民への提供とアボリジナル内部での相互理解の促進を重んじている。これに対して、シェパトンの「クリーリ・ユニット」では、アボリジナル内部の多様性をアボリジナル学生が理解できるためのプログラムを設置しているもの、オーストラリア社会で高等教育を受け雇用の機会を獲得できるよう促すことにその重点が置かれていた。

たとえば結婚を通してバルマ地方町にやってきた二六歳の男性Lは、クリーリ・リエゾン事務員として「ヤンビーナ先住民トレーニング・センター」で働いている。彼の故郷（カントリー）はこのセンターがあるバルマ地方町から約五〇〇キロ北西にあるウイルカニア地方町で、彼はそこを中心に住むバークンジ集団の出自を有する。そこは白人からの差別が厳しく、就学率や雇用率が低く、そのため薬物やアルコール依存に陥る人びとが多いという。その彼は、ヤンビーナ先住民トレーニング・センターで学んだ知識や経験を自分の故郷へ持ちかえり、少しでも状況改善に努めたいという。実際、「地方町での生活」に参加していた五人の学生の内の二人が彼の弟と従兄弟であった。そしてその彼らをヨルタ・ヨルタの人びとは支えたいという。このことは「ゴールバーン・オーベンス専門学校」の「クリーリ・ユニット」にも当てはまる。このユニットは北部準州に住む先住民学生を受け入れるための奨学金を設置しており、二〇〇六年にはこの奨学金を獲得した七人がこのユニットに学んでいた。その目的のひとつは、先住民内部の多様性を学生が交流するなかで学び、北部と南東部の先住民学生の相互理解を推し進めることである。さらに、「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」の最高責任者である三〇代男性Jと「ヤンビーナ先住民トレーニング・センター」

で働く四〇代後半の女性Rは、このセンターがアボリジナルのみでなく、非先住民にもクラスを開講することの必要性を強調した。そのような実践は福祉分野に携わるケース・ワーカーやケア・マネージャーさらにホーム・ヘルパーを目指す非先住民学生、さらには既にそれらの職についている非先住民職員に対しておこなわれている。それは朝九時から夕方一六時までのコースで、「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」のスタッフ四人から、歴史や現代的課題、そして人種差別さらにはアボリジナルと接する際のプロトコルにいたるまでの多様なテーマを学ぶ短期集中コースである。しかし、こういった取り組みは「ゴールバーン・オーベンス専門学校」には見られない。

また、プログラムを取り巻く環境に関しては、バルマ地方町は未だアボリジナルと白人という対立関係が色濃く残るのに対し、シェパトンは多民族な環境にあることが分かる。

これら聞き取り調査の結果をまとめてみると、類似点には自尊心の獲得、良い学び舎としての環境、新しいビジネス方法の開発、運営資金獲得の困難が挙げられる。一方で相違点としては、両教育プログラムを取り巻く環境が第一にあげられる。それはアボリジナルと白人の対立関係が顕著に表れる地域と多文化、多民族な状況が見られる地域に分かれる。また「クーリィ・ユニット」はアボリジナル同士の相互理解を図ってはいるものの、その目的はアボリジナル学生をオーストラリア社会で教育を受け、そこで仕事を獲得できるための援助をすることにある。一方で、「ヤンビーナ先住民トレーニング・センター」は、アボリジナル個人やコミュニティ同士が相互に影響し合える機会を生み出す場としての役割を果たし、さらにはアボリジナルと非先住民の個人やコミュニティ間での相互理解を促進する役割を担う。

### おわりに

以上の分析が明らかにするのは、近年の先住民特別教育プログラムは、既存のオーストラリア社会で高等教育を受け雇用の機会を獲得できるように促すための橋渡しの役割のみに限られないということである。それは、アボリジナルの学生同士がそれぞれに互いの多様性や類似性を学び、さらにオーストラリア社会もアボリジナルの歴史や文化を学ぶという相互に影響しあう場を提供できる役割である。そうした教育は、一九七〇年まで白人が政策決定してきた白豪主義政策から、多様な文化を持つ人びとを尊重する多文化主義政策へと国政を転換するなか、重要な実践となっている。その実践は、二〇〇七年に自由党・国民党による保守政権から労働党へと政権が変わって以来、実効性を増してきた。



といえる。それは、現在の政権が二〇〇八年に同化政策のもと「文明化」を前提として実施された子どもの引き離し政策が生んだ「盗まれた世代」への公式謝罪をした際の公約にも示されている。ここでは一〇年以内のアボリジナルの高い非識字率と失業率の改善や辺境のアボリジナル・コミュニティの幼児教育の保障などが示されている。<sup>19)</sup>それは、一九八〇年代から先住民の権利保障を議論してきた国連において二〇〇七年に採択された「先住民の権利に関する国際連合宣言」においても明確化され、国際社会からの後押しも得ている。

このような国内外の先住民の権利保障をめぐる議論のなかで、多様な文化や歴史を有するアボリジナル学生がその多様性について学べる場がオーストラリア社会に浸透していくことは、これまでのリベラル・デモクラシーの前提である個人の権利擁護のみでなく先住民集団としての権利擁護にもつながり得るのではないか。また、これからの先住民と非先住民との関係を新たに方向づけるための礎として、この論文で示した二つの先住民特別教育プログラムは大きな役割を担う可能性を秘めているといえよう。ただし、これら先住民特別教育プログラムは、それを取り巻く環境、すなわちアボリジナルと白人という対立関係が色濃く残る地域から多文化・多民族な環境が浸透している都市にいたるまで、さまざまである。このような状況下では、ひとつの計画がどの地域にもあてはまるということはない。それはまさに、人口における年齢構成割合から若者の都市への移住などの現代的な問題、また自治体や州政府、連邦政府からの資金獲得の多寡が、先住民特別教育プログラム存続を左右する要因となる。事実、「ヤンビーナ先住民トレーニング・センター」は、その運営資金を政府からの財政援助や企業さらに個人からの寄付金によっており、このため財源確保に困っている。また若者が都市へ移住するなどの理由で、学生数の確保が難しい。このためセンターは二〇〇八年から閉校に追い込まれている。このような要因を鑑みつつ、各地域の特異性や状況にもとづいた先住民特別教育プログラムの実践や展開が今後、求められる。

注

- (1) 現在オーストラリアではアボリジニ (Aborigine) という呼び方が差別的意味合いを含んでいるという指摘があり、公文書などでは使用されなくなっている。それにもなるとアボリジナル (Aboriginal) やアボリジニーズ (Aborigines) という表記を選ぶ研究者もある。本稿ではアボリジナルを使用する。
  - (2) Harris, S. Two way aboriginal schooling: education and cultural survival. Aboriginal Studies Press, 1990, pp.1-20
  - (3) ターリー (Koori) という言葉は一九八〇年代から多くのヴィクトリア州とニューサウスウェールズ州のアボリジナルを総称する語として使われている。
  - (4) Rowley, C.D., Outcasts in White Australia: Aboriginal Policy and practice- Volume II. Australian National University Press, 1971, p.447
- 松山利夫『ブラックフェラウエイ―オーストラリア先住民アボリジナルの選択』お茶の水書房、二〇〇六年

(5) Australian Bureau of Statistics 2006 Census

(6) この法の正式名はNative Title Act 1993である。オーストラリアにおける先住民の土地に関する権利は、連邦と各州それぞれに法的な整備がなされており、二つの異なる概念が法制化されている。ひとつは、先住権原法で、もうひとつは、アボリジナル土地(種)法である。この法にいう「権原」とは、「ある行為を正当化する法律上の原因」を意味し、「一般的に権利の発生する原因」をいい、先住民の権原は「生活の基盤であり、文化の拠り所である土地」に対する「財産権の基礎となる法的な根拠」を意味する。その根拠となるのがヨーロッパ人が渡来する以前からその土地に居住して生活していたという歴史的事実、つまり先住性が認められることである(詳細はスチュアート二〇〇七を参照)。ここではアボリジナル土地権法にある先住民の譲渡不可能な永代共同保有権またはイギリスの土地所有権は認められない。こうした先住権原法はオーストラリアを「無主の土地」とした法的虚構を否定し、先住民が彼らの法と慣習にもとづいて伝統的にかかわってきた特定の土地または水域に関する権利と利害を認めたのである。

先住権原法には、先住民が彼らの法と慣習にもとづいて伝統的にかかわってきた特定の土地または水域に関する権利と利害という定義がなされている。権利と利害には狩猟、採集、漁労の権利が入る。またこの法にもとづいて(一)先住権原申請の受付、審査、決定に必要な調査ならびに重複審査などの調停をする国家先住権原審判所(National Native Title Tribunal)。(二)回復した土地の運用に必要な資金の貸し出しをする国家アボリジナルおよびトレス海峡諸島民のための基金(National Aboriginal Torres Strait Islander Foundation)。(三)申請準備、申請手続きの援助ならびに確定後の保証を受けるための援助をするアボリジナルおよびトレス海峡諸島民の代表機関(Representative Aboriginal Torres Strait Islander Body)がある。申請ができる対象地にはタイトルが確定されていない土地または水域がある。スチュアートヘンリ「先住権と権原：先住民族の基本的権利について」綾部恒雄編『ファースト・ピープルの現在：失われる文化・失われるアイデンティティ』(講座世界の先住民族一〇) pp.132-145、2007年東京：明石書店。

(7) Atkinson, W. R. 'Yorta Yorta Occupation and the Search for Common Ground', the Royal Society of Victoria 117 (1), 2005, P.16

(8) Steering Committee for the Review of Government Service Provision. Overcoming Indigenous Disadvantage: Key Indicators 2005. Commonwealth of Australia 2005

(9) Ann, M. and Salik, B. Review of Indigenous Education Consultative Bodies and Indigenous Support Units, final report. Faculty of Indigenous Research and Education Northern Territory University. Commonwealth of Australia 2003, 2003, pp. 15-20

(10) 先住民(アボリジナル)学習とは、アボリジニおよびトレス海峡島嶼民の歴史、社会、文化の学習のことであり、アボリジニ生徒および非アボリジニ生徒の双方を対象に実施されている。単独の科目として実施されることもあるが、同時にアボリジニの文化的視点を全てのカリキュラムに組み込むことが推奨されている。

(11) オーストラリアの初等(日本の小・中一貫学校・中等(日本の高等学校)学校で、アボリジナルが学べる学校は大きく分けて三つある。それは、①主流社会における州立の学校、②私立学校、③アボリジナルの生徒のみを対象とした州立学校である。

(12) 前掲、Overcoming Indigenous Disadvantage: Key Indicators 2005

(13) Victorian Aboriginal Education Associate Inc.

Yalea. A Partnership in Education and Training for the New Millennium. State of Victoria. 2001

Wannik. Learning Together- Journey to Our Future. State of Victoria. 2008

(14) T・ジェームズはタミル人の出自をもち、一八八〇年当時のイギリス領モーリシャスから移住し、メルボルン大学医学部に在籍した。しかし、健康上の問題で大学を中退した彼は、D・マシューの説得をうけて一八八三年からマロガ・ミッションに移り住み、ミッション閉鎖後はクメラグンジャアボリジナルリザーブに住んだ。T・ジェームズはその後ヨルタ・ヨルタ女性と結婚し、一九四二年に生涯を終えるまで、マレー・ゴールバーン地域に暮らした人物であった。詳しくはBroome 2005

と Goodall 2008 を参照していただきたい。

BROOME, R. *Aboriginal Victorians: A History since 1800*. NSW: Allen & Unwin, 2005

GOODALL, H., Devleena, G. and Lindi, T. *Jumping Ship-skirting Empire: Indians, Aborigines and Australians across The Indian Ocean, Transforming Cultures* *eJournal* Vol. 3 No. 1. 2008; pp57-59.

- (15) この法は正式には *Aboriginal Land Rights (Northern Territory) Act* である。一九七六年制定の連邦法「アボリジナル土地権（北部準州）法」では、従来のリザーブ・コミッション（三カ所）について先住民の譲渡不可能な永代共同保有権を認め、これを一九八〇年までに先住民集団の代表機関に与えている。アボリジナル・ランドと称されるこれらの土地については、永代共同保有権にもとづく集団的な排他的所有権が承認されており、その総面積は北部準州全土のおよそ四四パーセントに達する。この法に規定される土地所有者とは土地について精神的な帰属意識を持ち、アボリジナルの伝統にしたがって、その土地の全域に渡って遊動する資格を持つ者である。ここにいう「アボリジナルの伝統」に関しては、アボリジナルまたはアボリジナルのコミュニティないしグループが持つ伝承、儀礼、慣習、信仰であり、それらの根幹が人や場所、土地、事物あるいは親族関係のなかで機能しているものと定義される。従って、Rightsの中にはこれら儀礼、慣習、信仰などが含まれる。(一) 認定されたアボリジナル・ランドについては永続性、すなわちアボリジナル・ランドは無条件に世襲地として保有される財産であり、譲渡できない土地となる。(二) 新設機関として集団的所有権を保持する機関であるアボリジナル土地財団の設置 (*Aboriginal Land Trust*) と伝統的土地所有者の確定とそれらの調停のためのアボリジナル土地評議会 (*Aboriginal Land Council*) が設置された。後者の土地評議会には中部土地評議会（一九七八）、北部土地評議会（一九七八）、ティーウェイ土地評議会（一九七八）、アニディリヤクワ土地評議会（一九九一）がある。そして、この土地財団と土地評議会の決定には、伝統的土地所有者（トラディショナル・オーナー）の同意を得なければならない。その他この法には（四）鉱山開発や（五）ロイヤリティなどの規定がある。
- (16) 友永雄吾「オーストラリア南東部先住民の資源管理をめぐる歴史の変容―マレー河流域の先住民ヨルタ・ヨルタの先住民運動を事例に―」『オーストラリア研究』第二四号 オーストラリア学会 二〇一一年 八九―一〇四頁
- (17) 友永雄吾『オーストラリア先住民ヨルタ・ヨルタの環境管理のための先住民運動に関する文化人類学的研究』総合研究大学院大学文化科学研究科地域文化学専攻（未公開学位論文）二〇一〇年 四〇―四七頁
- (18) Helme, S., Polese, J. and Nicholas, T., *Koorie experiences of qualifications pathways in VET: Obstacles or opportunities?*. Center for Post-Compulsory Education and Lifelong Learning, The University of Melbourne, 2005, 1
- (19) ただし、二〇〇七年から前、自由党・国民党保守政権は北部準州における暴力がはびこるアボリジナル・コミュニティの崩壊を改善するための政策を実施し、それは「強制的な介入」としてアボリジナル・リーダーやオーストラリア社会から非難を受けている。その政策は現在の労働党政権においても継続されている。「盗まれた世代」への公式謝罪については、筆者が解放出版社「ビューマン・ライツ」NO.225に掲載した「一語に込められた重み…オーストラリア先住民への公式謝罪が語るもの」を参照していただきたい。